

特定商取引に関する法律の平成28年改正における5年後
見直し規定に基づく同法の改正を求める意見書

平成28年に特定商取引に関する法律（以下「特商法」という。）が改正された際、施行後5年を経過した場合、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるとの規定が附則に定められ、令和4年12月に特商法の施行から5年を経過した。

令和5年版消費者白書によると、消費生活相談87万件のうち、特商法の対象分野の相談は54.9%と高い比率を占めている。

そのうち、情報通信技術の急進展により、インターネット通販に関する相談が29.1%と最多となっており、対策が必要であるが、現行の特商法では、SNS等による繰り返しの勧誘に対応するための再勧誘の禁止等の行政規制やクーリング・オフ等の民事ルールが規定されていない。

また、連鎖販売取引いわゆるマルチ取引に関する相談は、インターネット等を利用した勧誘が増加し、勧誘してきた相手方の素性がわからないなど、悪質な事業者による被害回復の困難な事例が発生しているが、現行の特商法では、マルチ取引業者の統括者、勧誘者の氏名等の明示を義務付けるなど限られた行政規制等が規定されているだけである。

よって、国会及び政府においては、これらの被害に対処するため、消費者庁に検討会を設置し、下記の事項を含む特商法の改正を早急に進めるよう強く要望する。

記

- 1 SNS等のインターネットを通じた通信販売について、再勧誘の禁止等の行政規制、クーリング・オフ等を認めること。
- 2 マルチ取引について、悪質事業者の排除や被害の予防・救済のため、規制等を導入すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和5年（2023年）10月31日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）

（提出者）全議員